

第7回教育委員会会議録

1. 日 時 令和6年10月1日(火)
開会：午前10時00分
閉会：午前10時39分
2. 場 所 筑後市役所東庁舎302会議室
3. 出席委員 教育長：中村英司 委員：齋藤百合
委員：下川博大 委員：江崎正己
委員：河村陽子
4. 事務局
教育部長：長野秀文 教育総務課長：山口秀郎
学校教育課長：堤好弘 社会教育課長：小林勇作
人権・同和教育課長：深町浩一 教育指導主事：藤木雄一郎
学校教育課学事担当係長：山本啓介 教育総務課総務担当係長：井手雄香
指導主事：福永美智也 指導主事：金子尚文
5. 書 記
教育総務課：長野祐樹
6. 傍聴者
0人
7. 議 題
 - 1 開会のことば
 - 2 新任教育委員あいさつ
 - 3 教育長あいさつ
 - 4 教育長会報告
 - 5 議事

(1) 議案第48号 筑後市連合婦人会育成事業補助金交付要綱の一部改正について
教育長 議案第48号 筑後市連合婦人会育成事業補助金交付要綱の一部改正につ
いて説明をお願いします。社会教育課長。
社会教育課長 それでは、私のほうから説明させていただきます。資料2のほうをご

覧いただきたいと思います。

1枚目をめくっていただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。

1ページの上から5つ目のところに今回の改正に至る理由ということで書かせていただいております。こちらの補助金につきましては、補助金検討委員会、市のほうでつくっている委員会なんですけれども、見直しの審査結果が出ております。その審査結果といたしましては、見直し、改善の上で継続という審査結果でありました。

その後、財政課のほうと協議を続けまして、こちらの補助金については、ガイドラインにおいて、本来であれば2分の1以下というのが言われておりますけれども、その中で、現在の団体の活動状況等を総合的に判断いたしまして、当面の間は経過措置といたしまして10分の7、また、上限額については現在の23万4,000円から4,000円をカットして23万円とする結論に至りました。こちらの補助金の要綱については、現在、補助率と上限額が明記されておられませんので、今回新たに明記するものでございます。

次ページ以降につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

教育長 連合婦人会育成事業補助金に関する交付要綱、4ページに交付要綱の新旧対照表が載っておりますので、そちらでご確認いただければと思います。現行では補助率とか上限金額とかが載っていないので、それを加えたということでございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第48号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(2) 議案第49号 筑後市スクールバスの利用及び運行に関する規則の制定について

教育長 続きまして、議案第49号 筑後市スクールバスの利用及び運行に関する規則の制定について説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長 資料3をお願いいたします。1枚めくっていただいて、1ページ目なんですけれども、この規則の目的についてご説明をいたします。

令和7年4月、水田、古島、下妻小学校を再編し、筑後南小学校として開校することに伴い、通学に係る負担を軽減するためにスクールバスを運行することとしております。その運行に当たり、バスの利用及び運行に関して必要な事項を定めるものであります。

規則の案については3ページ目からになります。概要についてご説明をいたします。

まず、第1条は、スクールバス運行に関する目的を規定しております。

第2条は、バスを利用できる者について定義をしております。対象者については、古島、下妻小学校の各行政区に居住する児童というふうにしております。

第3条は、スクールバスの利用についての申請に関するものになっております。

第4条は、その変更に係る申請となっております。

第5条は、利用料についてですけれども、無料ということにしております。

第6条は、運行に関する基本的なもので、運行路線、乗降場所、運行時間等の詳細については別に定める旨の条文となっております。

概要説明については以上となります。

教育長 スクールバスの利用及び運行に関する規則の制定ということで説明がありました。何かご質問はございませんでしょうか。

斎藤委員 運行時間もかかりますよね。

教育総務課長 バス4台で、朝2回、下校時は2便回します。

教育長 1つの停留所で多いところではどのくらい乗るのかな。

教育総務課長 一番多い所で19人です。多い所は、そこだけで学校へいきます。

江崎委員 登校は乗るけど下校は乗らないとかあるでしょう。

教育総務課長 あります。それはあらかじめ申請を出してもらいます。

江崎委員 子どもが乗ったのか乗っていないのかなどのトラブルもあるでしょうね。今日は乗りませんという連絡は電話でですか。

教育総務課長 突発的な場合は電話ですね。

教育長 幾つか心配な点はありますが、今スクールバスを活用しているところから学びたいと思います。一番近隣ではみやま市ですね。

教育総務課長 桜舞館には視察に行っています。

教育長 そういったところのノウハウをいただきながらやっていきたいと思います。あとまた、別に規定するというのもありますので、そういったところについても随時報告をさせていただきたいというふうに思っております。

江崎委員 たまに遅れて来る小学生がおるけど、乗り遅れたときはどうしますか。

教育総務課長 保護者に送っていただくしかないですね。

教育長 再編説明会のときにも、スクールバスに遅れたらどうするかというのが一番出たので、それは送ってくださいと答えています。今でも遅れたら学校に送ってもらっているの、そういうところをお願いして、遅れないように送り出してくださいとお願いしています。

江崎委員 担当者が大変でしょう。

教育長　　そうですね。今、事故等もあっているし、子どもを降ろし忘れたとかもあっていますので。

それで、今、電気自動車を予定しているんですよ。電気自動車のよさは、途中ででっかいエンジンがないので、運転手さんが子どもたちのところまでフラットに行って、後ろの席まで確認できるということです。もちろん降り忘れ防止策とかは取りますけど、一番はそういうよさがあるのかなというので考えているところです。

教育長　　スクールバスとして電気バスを活用するのは、恐らく日本初だそうです。

江崎委員　筑後市を宣伝するんですね。

教育長　　はい、カーボンニュートラルを宣言していますので。

(なし)

教育長　　それでは、採決に入らせていただきます。

議案第49号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長　　全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

(3) 議案第50号 筑後市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

教育長　　続きまして、議案第50号 筑後市教育委員会事務決裁規程の一部改正について説明をお願いします。教育総務課長。

教育総務課長　資料4になります。1枚めくっていただいて、1ページ目ですけれども、文書事務の合議におきましては部内、ここでは教育部というふうになりますが、ほかの課の合議が必要な場合は、それぞれの課長決裁が終わり次第、部長の決裁となっております。教育部外の合議が必要な場合は、起案した課の部長決裁終了後に部外の合議に流れるというふうになっております。

5ページ目をお願いいたします。言葉が分かりづらいんですけども、先ほどから出ています合議という言葉については、あまり一般的に使われておりません。第2条の第4号で合議とはということで、「決裁を受ける事項についてその事務に関係ある者の承認を求めることをいう。」と定義として追加をしております。今年度より従来の紙で行っていたものが電子決裁となりまして、機械的に順を追ってシステム上の決裁が流れていくようになっております。

現在の事務決裁規程におきましては、冒頭でも申しました、これが実際の運用と若干異なった表現と受け取れるため、同様の市長部局の事務決裁規程と同時に教育委員会分も改正するものであります。

その他、文言等の整理も一緒に行っております。なかなか言葉では分かりづらいと思いますので、8ページ目をご覧ください。

まず、改正前の書き方ですけれども、起案を行った課、例えば教育総務課と、部内外問わず、ここでは部内の学校教育課であったり、教育部外の総務部市長

公室であったりとなりますが、合議が必要な課全ての決裁が終了して初めて最終決裁者に流れるという書き方であります。実情に応じた改正案になりますが、同一の部内の課であれば従来どおりの運用になりますが、最下段に書いております教育部外の課、ここで書いていますのは市長公室ですけれども、ここへ合議をする場合は起案課の最終決裁が終了してから部外の合議へ流れるように改めております。

改正の概要説明については以上になります。

教育長 事務手続の流れで、若干変更するというようなことでございますが、何かご質問はございませんでしょうか。

一番下の一番最後はどこに行くのかな。

教育総務課長 一番下は、もう部長決裁が終わっていますので、あとは関係課に回すだけです。承認という形で、決裁自体は先にもう終わっています。

教育長 よろしいでしょうか。

(なし)

教育長 それでは、採決に入らせていただきます。

議案第50号について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成、原案可決)

教育長 全員賛成で可決いたしました。ありがとうございます。

6 報告事項

(1) 筑後市教育長に対する事務委任規則第3条第2項に基づく報告

①筑後市教育委員会事務局職員の分限(休職)について

②非常勤職員の任用について

(2) 小学生「親と子で学ぶキャリア教育」アンケート結果について

7 その他

(1) 今後の教育委員会日程について

8 閉会のことば